

# 第9次奈良県職業能力開発計画

平成 24 年 3 月

奈良県

# 目次

第1部	総説	
	1 計画のねらい	1
	2 計画の性格	1
	3 計画の期間	1
第2部	職業能力開発の現状	
	1 厳しい雇用情勢	2
	2 人口減少と少子高齢化の進行	3
	3 雇用形態別雇用者の状況	4
	4 若年者の就業状況	5
	5 女性の就業状況	8
	6 高齢者の就業状況	8
	7 障害者の就業状況	9
	8 求人・求職の状況	9
	9 職業能力開発の状況	11
第3部	職業能力開発施策の主要課題と目標	
	1 主要課題	16
	2 第9次奈良県職業能力開発計画における数値目標	17
第4部	職業能力開発施策の展開	
	1 雇用のセーフティネットとしての職業能力開発の強化	18
	2 個々の能力を最大限に引き出す職業能力開発の推進	20
	3 職業生涯を通じたキャリア形成支援の一層の推進	24
	4 技能の振興	25
	5 職業訓練に関する基盤の充実	26
	用語解説	27

# 第1部 総説

## 1 計画のねらい

本県では、平成18年度に策定した第8次奈良県職業能力開発計画（平成18年度から平成22年度）に基づき個々の職業キャリアの持続的な発展のために、幅広く働く者の段階に応じた支援、環境の再構築、企業内外における職業キャリア形成支援の促進など、職業能力開発施策を推進してきました。

この期間の我が国の雇用情勢は、景気低迷が長期化する中で平成20年9月のリーマンショックを契機とした世界同時不況により急激に悪化し、失業者が増加してきました。

また、東日本大震災による影響により、さらに先行き不透明な状況となっています。

本県におきましても、完全失業率は依然として高い水準で推移しており、有効求人倍率は全国平均より低く、厳しい雇用情勢にあります。

このような状況の中で消費、投資を循環させ良質な雇用を確保するためには、若年者、女性、高齢者、障害者及び非正規労働者を含めた全ての労働者が、職業訓練を通じて能力を高め生産性を向上させることが不可欠です。

第9次奈良県職業能力開発計画ではこうした状況をふまえ、一人ひとりの能力を最大限に引き出す職業能力開発の推進をめざします。

## 2 計画の性格

この計画は、職業能力開発促進法第7条第1項の規定により、国の「職業能力開発基本計画」に基づき、県内で行われる職業能力開発施策に関する基本的な方向付けを与える計画として策定するものです。

## 3 計画の期間

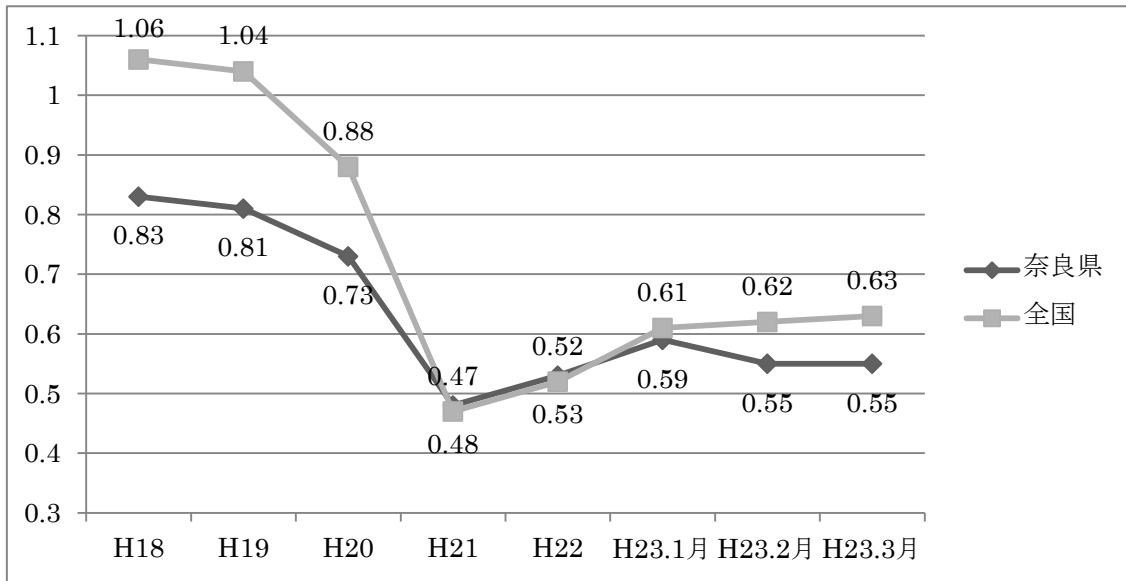
この計画の期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

## 第2部 職業能力開発の現状

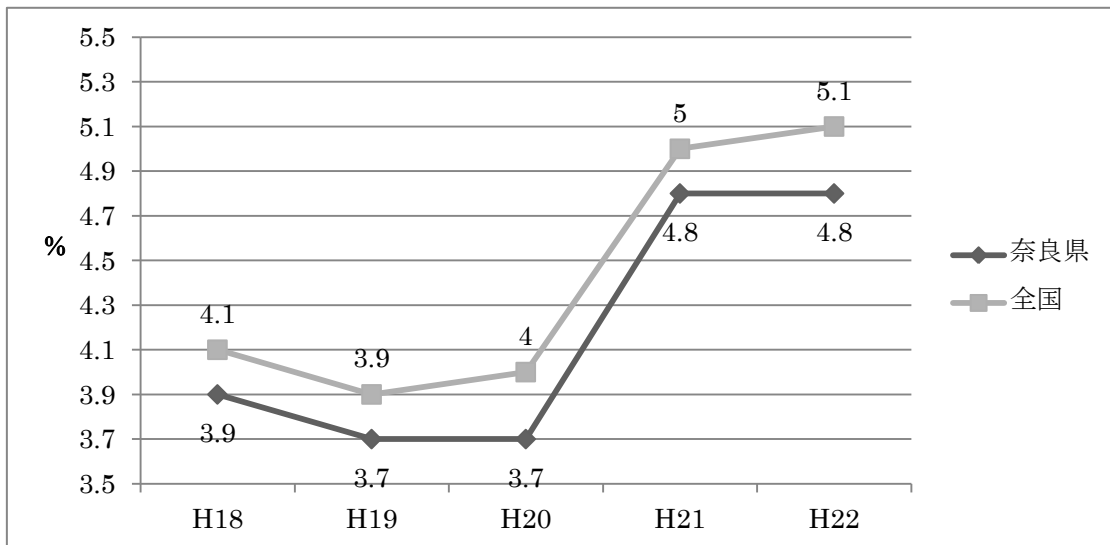
### 1 厳しい雇用情勢

景気動向を示す有効求人倍率は、平成18年度以降低下傾向にありましたが、平成20年秋のリーマンショック以降さらに低下しました。平成22年度以降は持ち直しの傾向にありますが（図1）、完全失業率は、平成20年度以降で上昇に転じており（図2）、求職者にとって厳しい就職環境が続いています。

有効求人倍率の推移（図1）



資料出所：H22まで 厚生労働省「一般職業紹介状況」  
 H23.1月～3月 全国：厚生労働省「一般職業紹介状況」 奈良県：奈良労働局  
 完全失業率の推移（図2）



資料出所：総務省「労働力調査 都道府県別結果（モデル推計値）」

## 2 人口減少と少子高齢化の進行

奈良県の総人口は、少子高齢化により、平成17年の約142万1千人から平成22年は約139万9千人（平成22年国勢調査人口速報集計結果）と減少しました。

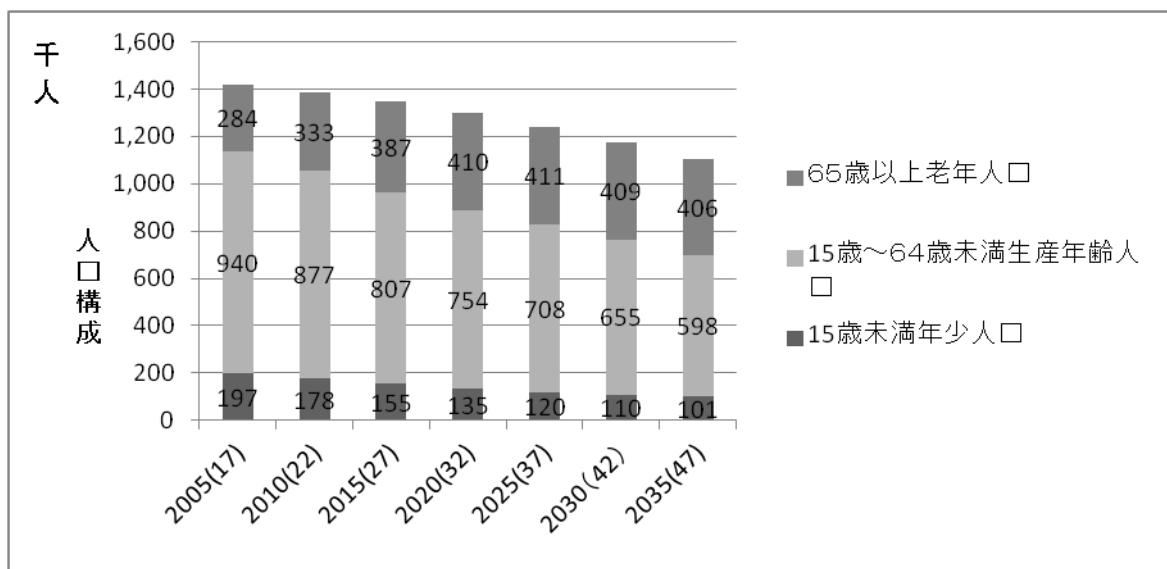
今後、さらに減少していくと推計されます。（図3）

合計特殊出生率において平成21年度は1.23と全国平均の1.37を下回り、全国順位は44位です。（図5）

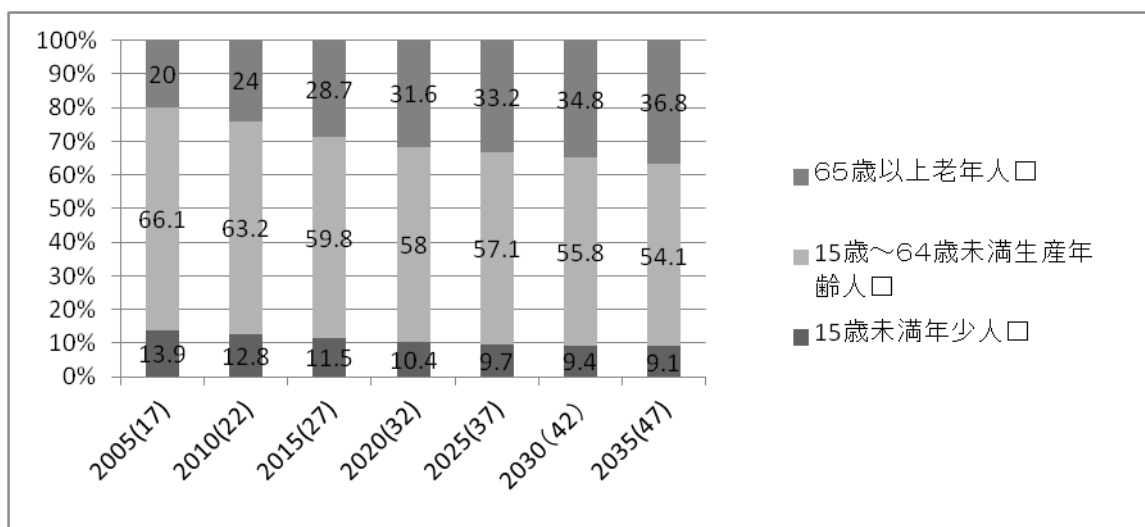
また、人口構造については、年齢別人口（推計）の構成比も、平成17年から平成27年の推移をみると、年少人口は13.9%から11.5%、生産年齢人口は66.1%から59.8%、老年人口は20%から28.7%となります。（図4）

今後も、年少人口と生産年齢人口は減少が進むと考えられます。

奈良県の人口・人口構成の推移（図3）

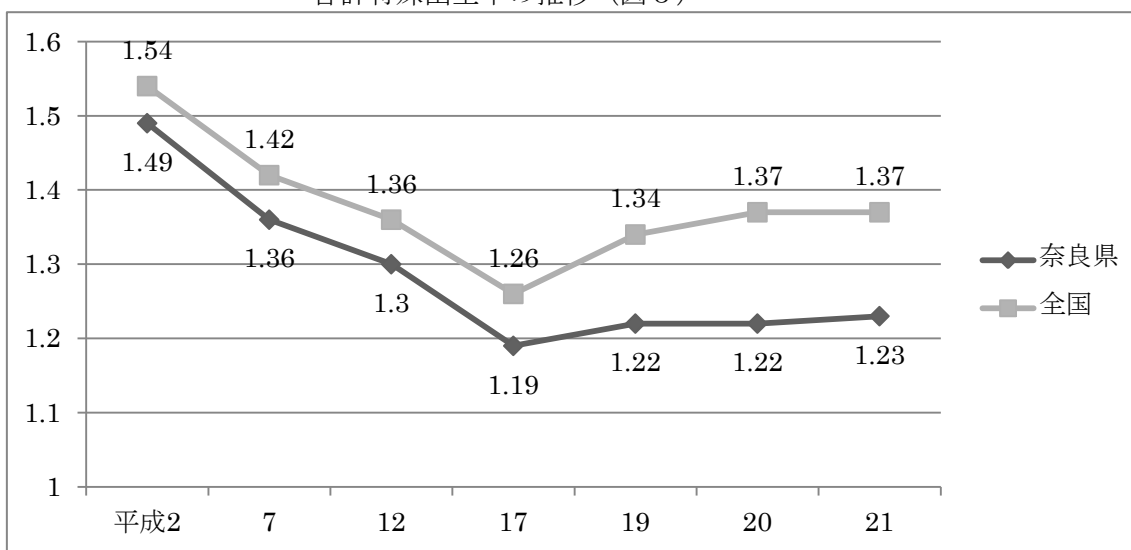


奈良県の人口割合の推移（図4）



資料出所：国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」

合計特殊出生率の推移（図5）



資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

### 3 雇用形態別雇用者の状況

平成19年就業構造基本調査において本県の雇用者を雇用形態別にみると、正規就業者は平成14年に比べると約2万人の減少、パート・アルバイト・契約社員、嘱託など非正規就業者は約4万1千人増加しました。（表1）

非正規就業者の割合は、全国的に上昇する中で、本県も36.9%で全国7位です。

さらに15歳から34歳までの若年者の就業者のうち非正規就業者の割合は37.6%で全国3位となっています。（「奈良県民の働き方の実態について～平成19年就業構造基本調査結果から～」より）

雇用形態別雇用者数（役員を除く）＜奈良県＞ 平成14年、19年（表1）

雇用形態	平成19年		平成14年		増減	
	実数(千人)	うち若年者	実数(千人)	うち若年者	実数(千人)	うち若年者
雇用者(役員を除く)	547.1	188.4	526.9	203.3	20.2	-14.9
正規就業者(正規の職員・従業員)	344.6	117.7	364.9	138.5	-20.3	-20.8
非正規就業者	201.9	70.8	161.4	64.7	40.5	6.1
パート	87.9	16.0	74.2	15.3	13.7	0.7
アルバイト	45.6	32.3	47.6	36.0	-2.0	-3.7
契約社員・嘱託	32.9	10.4	22.9	6.8	10.0	3.6
労働者派遣事業所の派遣社員	14.7	7.3	6.2	3.3	8.5	4.0
その他	20.8	4.8	10.5	3.3	10.3	1.5
	構成比(%)	うち若年者	構成比(%)	うち若年者	構成比(%)	うち若年者
雇用者(役員を除く)	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
正規就業者(正規の職員・従業員)	63.0	62.5	69.3	68.1	-6.3	-5.6
非正規就業者	36.9	37.6	30.6	31.8	6.3	5.8
パート	16.1	8.5	14.1	7.5	2.0	1.0
アルバイト	8.3	17.1	9.0	17.7	-0.7	-0.6
契約社員・嘱託	6.0	5.5	4.3	3.3	1.7	2.2
労働者派遣事業所の派遣社員	2.7	3.9	1.2	1.6	1.5	2.3
その他	3.8	2.5	2.0	1.6	1.8	0.9

資料出所：総務省「平成19年就業構造基本調査」

#### 4 若年者の就業状況

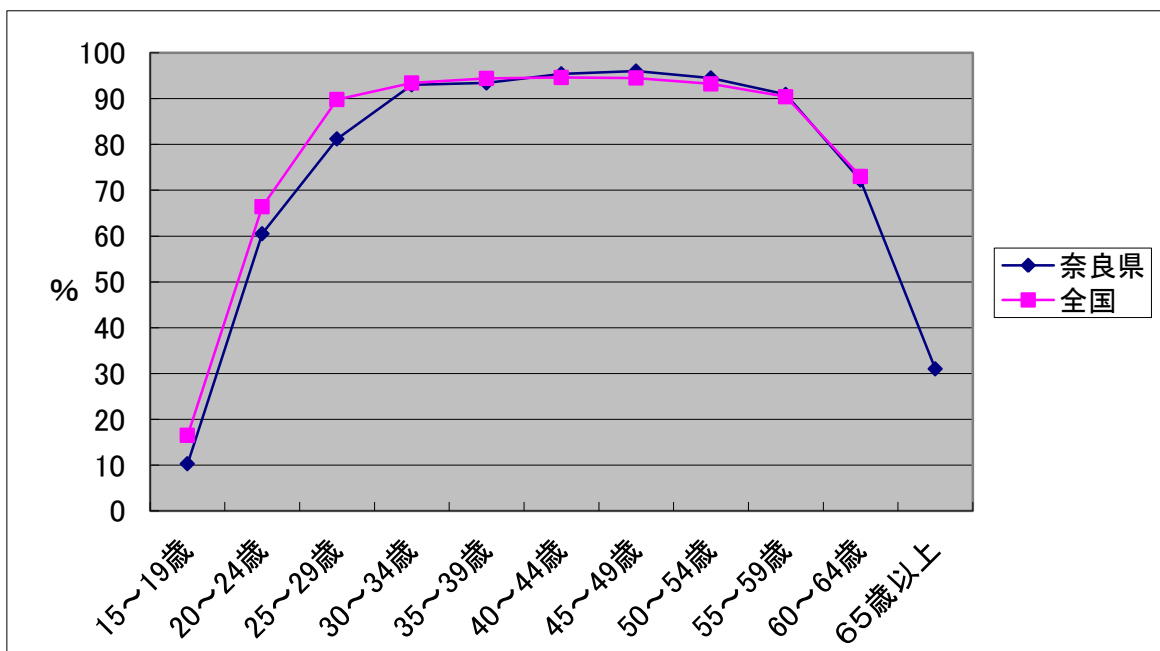
本県の若年者の就業状況を有業者の割合（有業率）で見ると、男性は25～29歳において、女性は30歳以降において全国平均を下回っています。（図6，7）

新卒者の就職内定率は、19年3月卒業者から23年3月卒業者にかけて低下しています。（表2）

フリーターの若者の数は全国調査によると、平成17年の201万人から平成20年には170万人と減少していましたが、平成21年には増加しています。（図8）  
奈良県では平成19年の数値として約23,400人と推計されています。（独立行政法人労働政策研究・研修機構労働政策研究報告書No.108より）

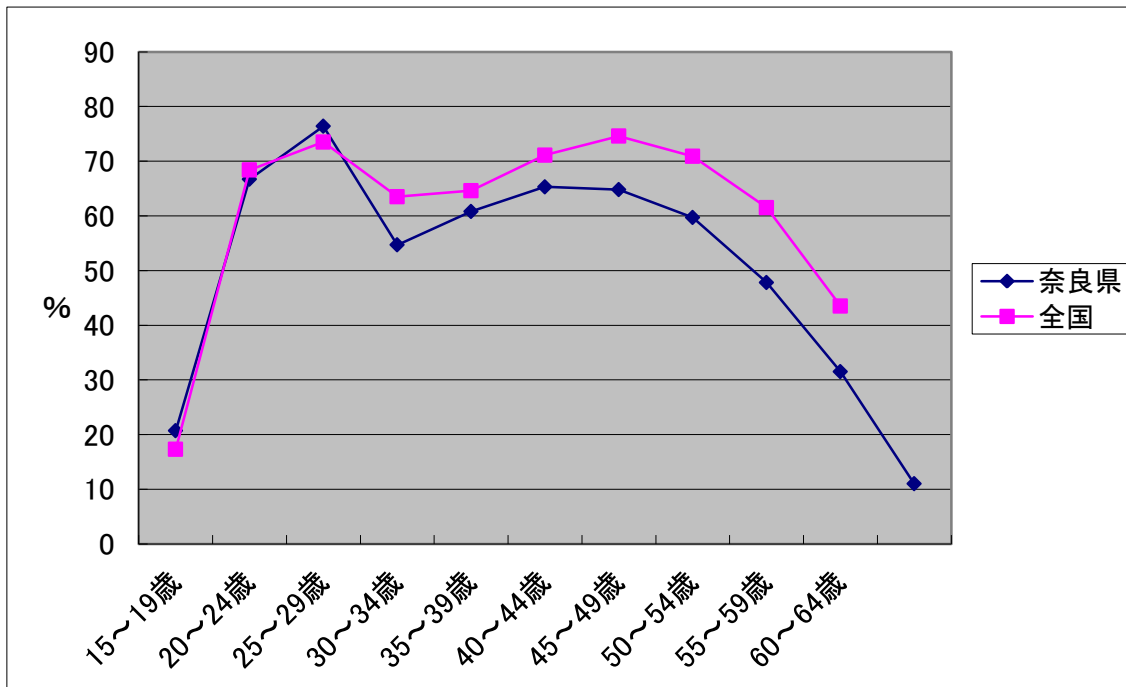
ニートについても、若年人口に占める割合が増加しており（図9）、奈良県では平成19年の数値として7,700人と推計されています。（独立行政法人労働政策研究・研修機構労働政策研究報告書No.108に示された計算式により試算）

男性の年齢層別有業率（図6）



資料出所：総務省「平成19年就業構造基本調査」

女性の年齢層別有業率（図7）



資料出所：総務省「平成19年就業構造基本調査」

就職内定率の推移（表2）

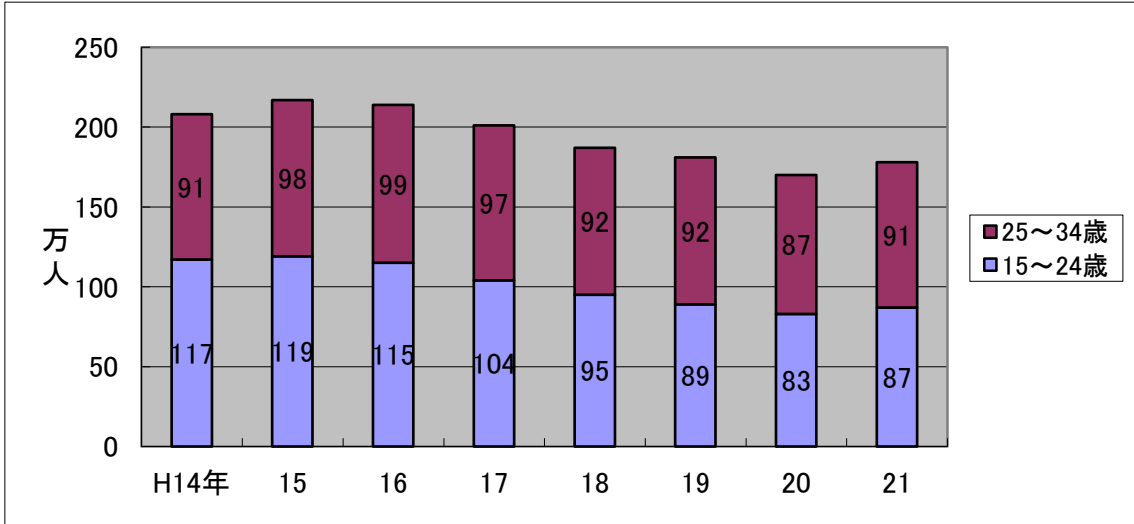
（単位：％）

区分		19年3月卒	20年3月卒	21年3月卒	22年3月卒	23年3月卒	前年比
大学	全国	96.3	96.9	95.7	91.8	91.1	▲0.7
	奈良県	89.2	93.7	89.4	85.2	84.2	▲1.0
	全国比	▲7.1	▲3.2	▲6.3	▲6.6	▲6.9	
高校	全国	93.9	94.7	93.2	91.6	93.2	1.6
	奈良県	94.8	93.6	93.1	92.8	90.4	▲2.4
	全国比	0.9	▲1.1	▲0.1	1.2	▲2.8	

厚生労働省及び文部科学省調査

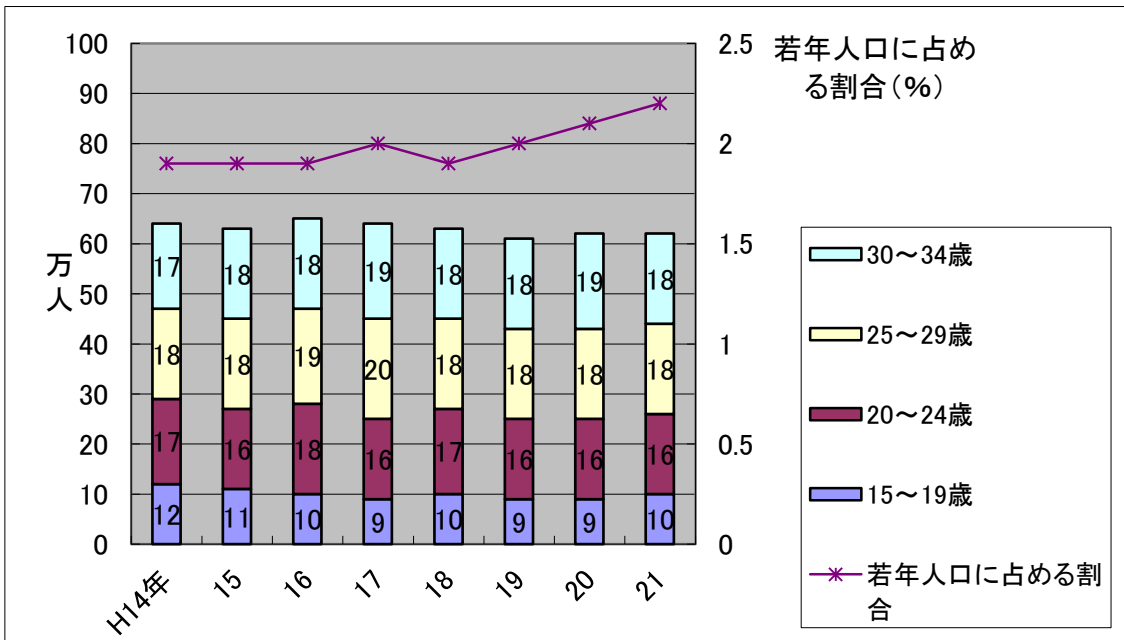


フリーターの数の推移（全国）（図8）



資料出所：総務省「労働力調査」

ニートの数の推移（全国）（図9）



資料出所：総務省「労働力調査」

## 5 女性の就業状況

女性の就業状況を有業者やその割合（有業率）で見ると平成19年は約27万8千人（有業率42.9％）で、平成14年に比べて約1万1300人（有業率1.9％）増加しているものの、全国平均（48.8％）よりは下回っており、男性の有業率（68.7％）に比べると低い水準となっています。（表3）

また、年齢層別に有業率みると、25歳から29歳が最も高く全国並ですが、30歳から34歳で急激に落ち込み、その後44歳まではゆるやかに上昇するものの全国平均よりは低くなっています。（図7）

男女就業状態別15歳以上人口 平成14年、19年（表3） （単位千人）

		平成19年				平成14年			
		15歳以上人口	有業者	無業者	有業率(%)	15歳以上人口	有業者	無業者	有業率(%)
奈良県	総数	1,217.3	669.6	547.7	55.0	1,230.0	675.5	554.5	54.9
	男	570.2	391.9	178.3	68.7	579.8	409.1	170.7	70.6
	女	647.1	277.7	369.4	42.9	650.2	266.4	383.8	41.0
全国	総数	110,301.5	65,977.5	44,324.0	59.8	109,174.5	65,009.3	44,165.2	59.5
	男	53,282.5	38,174.8	15,107.8	71.6	52,826.3	38,034.1	14,792.3	72.0
	女	57,018.9	27,802.7	29,216.2	48.8	56,348.2	26,975.3	29,372.9	47.9

資料出所：総務省「平成19年就業構造基本調査」

## 6 高齢者の就業状況

60歳以上の就業状況を有業者の割合（有業率）で見ると、平成19年の60～64歳は、平成14年に比べて男女ともに増加しています。65歳以上では大きな変化はみられません。（表4）

奈良県の年齢別階級別有業率 平成14年、19年（表4）

		男			女		
		平成19年	平成14年	増減	平成19年	平成14年	増減
奈良県	総数	68.7	70.6	-1.9	42.9	41.0	1.9
	15～19歳	10.3	14.5	-4.2	20.7	17.3	3.4
	20～24	60.5	52.8	7.7	66.7	67.9	-1.2
	25～29	81.2	86.7	-5.5	76.4	64.3	12.1
	30～34	93.0	92.9	0.1	54.7	47.4	7.3
	35～39	93.4	95.4	-2.0	60.8	51.4	9.4
	40～44	95.9	95.2	0.7	65.3	59.7	5.6
	45～49	96.0	94.3	1.7	64.8	60.7	4.1
	50～54	94.5	96.4	-1.9	59.7	52.1	7.6
	55～59	90.9	89.6	1.3	47.8	44.6	3.2
	60～64	72.2	68.8	3.4	31.5	30.5	1.0
	65歳以上	31.0	31.0	0.0	11.0	10.4	0.6
	15～64歳(再掲)	80.2	79.9	0.3	54.7	50.0	4.7

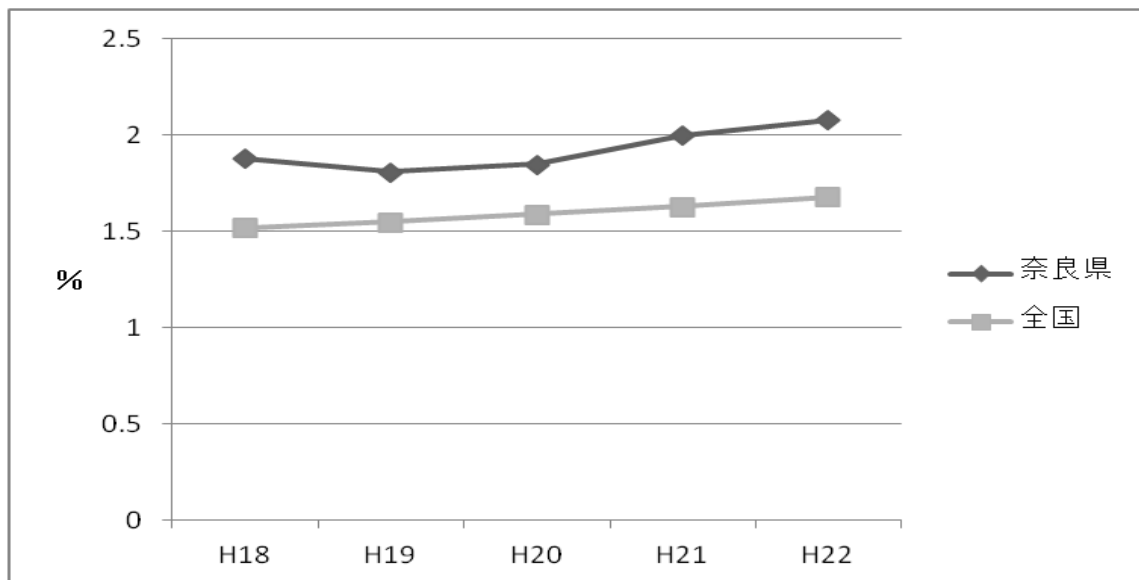
資料出所：総務省「平成19年就業構造基本調査」

## 7 障害者の就業状況

奈良県の障害者雇用率は、全国よりも高い水準となっています。

平成22年度公共職業安定所に新規求職した人の就職率は42.7%で全国より高くなっています。(表5)

障害者雇用率の推移 (図10)



厚生労働省

\*障害者法定雇用率が適用される一般の民間企業（常用労働者数56人以上の規模の企業）で集計したもの

平成22年度就業状況 (表5)

	新規求職者数	就職件数	就職率
本県	1,122人	522人	42.7%
全国	132,734人	52,931人	36.0%

(奈良労働局)

## 8 求人・求職の状況

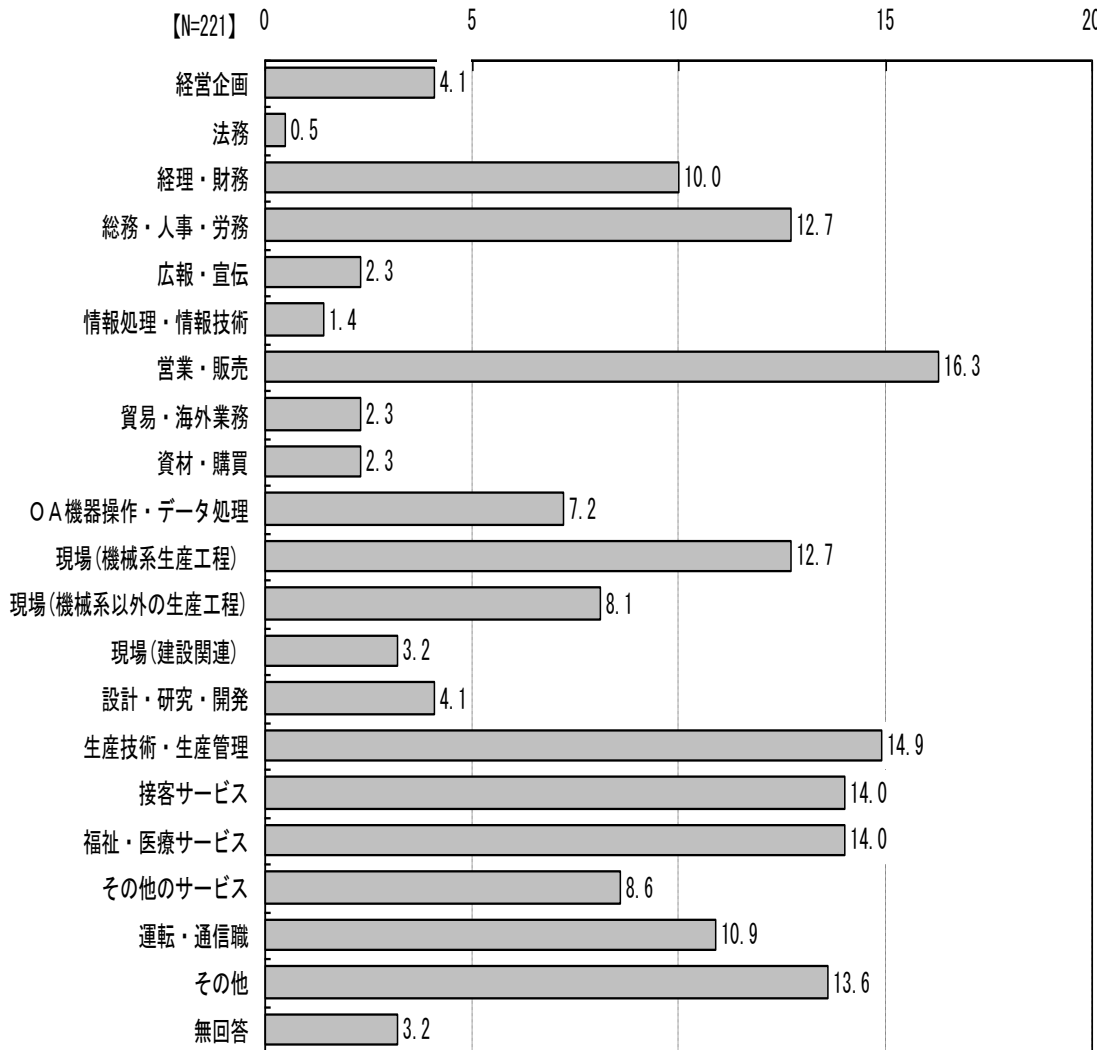
第9次奈良県職業能力開発計画策定にかかるアンケートで求職者へのアンケートによると、希望する職種では、「経理・財務」「総務・人事・労務」「営業・販売」等事務的・販売の職業に次いで、「生産技術・生産管理」「接客サービス」「福祉・医療サービス」の割合が高くなっています。(図11)

平成22年度における職種別の有効求職者等の状況（奈良労働局）によると、有効求人倍率は事務的・販売の職業では厳しい状況となっており、専門的・技術的職業、サービスの職業、保安の職業では求人数が求職者数を上回っています。(図12)

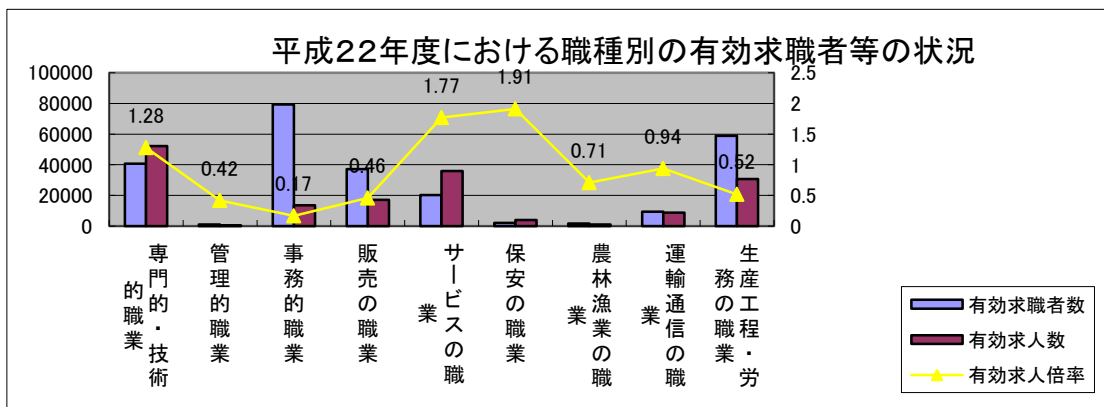
希望する職種（求職者へのアンケート）

（図 1 1）

（3つまでの複数回答：％）



（図 1 2）



奈良労働局

## 9 職業能力開発の状況

### (1) 公的機関の取組

#### ①職業訓練の状況

公的機関が設置する職業訓練施設（公共職業能力開発施設）は、民間では対応困難な分野の職業訓練や離職者等の再就職を支援する「雇用のセーフティーネット」としての職業訓練を担っています。県内では職業訓練を実施している施設は県立の高等技術専門学校と独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（平成23年9月末で独立行政法人雇用・能力開発機構が廃止され10月より現機構）が設置する奈良職業能力開発促進センター（ポリテクセンター奈良）があります。

県では基礎的技能の習得のための職業訓練を実施し、ポリテクセンター奈良ではものづくりの技術習得のための職業訓練を実施しています。

平成20年秋以降、雇用情勢の急激な悪化に対応し、県や機構では民間教育訓練機関を活用した委託訓練を大幅に増加させるなど職業訓練の定員増を図ってきました。平成20年12月に雇用・能力開発機構の廃止が閣議決定され、これまで機構が行ってきた委託訓練実施主体が県に移管されることとなり、県ではさらに訓練定員を大幅に拡充して実施することになりました。（表6）

離職者を対象とした職業訓練等の定員数の推移（表6）

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	
県	県立高等技術専門学校	施設内訓練	200	200	200
		委託訓練	137	598	1,037
		計	337	798	1,237
国	ポリテクセンター奈良	施設内訓練	404	412	392
		委託訓練	870	536	249
		計	1,274	948	641

#### ②奈良県における公共職業訓練

県では県立高等技術専門学校において、新規学卒者や離職者を対象にした職業訓練（施設内訓練）、及び民間教育訓練機関に委託する訓練（委託訓練）を実施してきました。（表7）

平成22年度公共職業訓練実施状況（表7）

		入校者				就職による中途退校者	修了者	就職者	就職率%
		男性	女性	40歳未満	40歳以上				
高等技術専門校における施設内訓練	ITシステム科	16	4	13	7	4	13	11	64
	家具工芸科	17	3	11	9	1	18	18	94
	建築科	19	0	10	9	2	16	16	88
	住宅設備科	16	0	9	7	0	14	12	85
	服飾ビジネス科	0	17	9	8	4	11	11	73
	オフィスビジネス科	8	9	15	2	3	14	15	88
	造園技術科	39	1	7	33	1	37	26	68
	ビルメンテナンス科	17	0	1	16	3	14	15	88
	販売実務科	9	10	19	0	9	6	13	86
	計	141	44	94	91	27	143	137	80
委託訓練	事務系	249	513	500	262	44	689	465	63
	介護福祉士養成	20	19	24	15	0	36	23	63
	介護職員基礎研修	15	25	20	20	0	35	31	88
	訪問介護・医療事務	30	130	101	59	4	148	80	52
	美容系	0	20	20	0	4	16	12	60
計	314	707	665	356	52	924	611	62	
合計	455	751	759	447	79	1067	748	65	

## ③若年者の職業能力開発

就労に対して支援が必要な若年者に対して、平成16年に開設した「ならジョブカエ」において情報提供やキャリアコンサルタントによる相談、セミナーなどを実施してきました。

また、座学と実習を組み合わせた教育訓練による早期の就職も支援してきました。

ニートの若者への支援としては、啓発のための講演会及び地域若者サポートステーションにおける訪問支援やカウンセリング、また自立をサポートするNPOや各種団体に対し、ニートの自立強化のためのプログラムの委託事業を実施しました。

## ④障害者の職業能力開発

障害者の自立と社会参加を促進するため、県立高等技術専門校における職業訓練や、民間教育訓練機関等への委託による知識や技能を習得する訓練及び障害者職業訓練コーディネーターを配置し、実践訓練ができる企業の開拓を実施してきました。

また平成20年度からは、訓練先の開拓を県内5カ所の障害者就業・生活支援センターに委託しています。

⑤女性の職業能力開発

県立高等技術専門校において、女性の就職に効果のある訓練科を設置するとともに、委託訓練においては、託児所付のコースを設定するなど訓練を受けやすい環境を整備しました。

また女性の社会参画を支援するために、奈良県女性センターでは様々なセミナーを実施し、平成18年度には働く女性支援係が設置され就業を支援するセミナー及び専門の女性アドバイザーによる相談を実施してきました。

⑥高年齢者の職業能力開発

県立高等技術専門校において中高年齢者対象のコースを設置し、再就職を支援してきました。

また、シルバー人材センターによる就業機会の提供をしました。

⑦在職者の職業能力開発

県立高等技術専門校における在職者のキャリアアップのための職業訓練（給水装置工事主任技術者試験講習会・建築配管技能検定講習会）の実施や、事業団体等が実施する認定職業訓練校への補助を行ってきました。

⑧技能の振興

小・中学生を対象に熟練技能者によるものづくり体験教室の実施や技能検定を実施することにより（表8）、労働者の技能と地位の向上を図り、技能尊重社会の促進に取り組んできました。

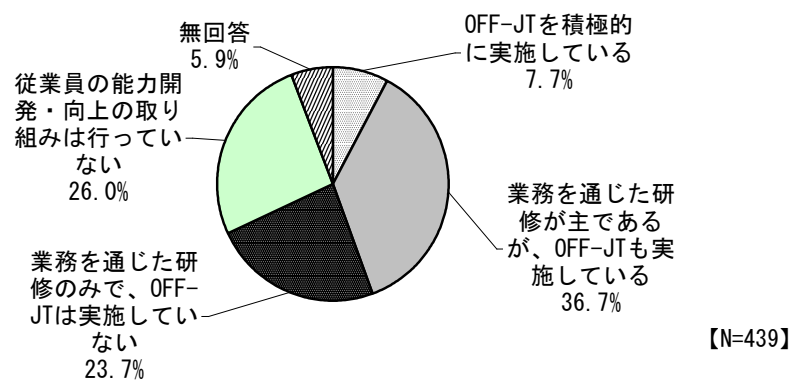
技能検定実施状況（表8）

		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
特級	受検申請者数	18	26	58	81	73
	合格者数	2	11	31	37	27
1級	受検申請者数	572	623	819	1,181	916
	合格者数	210	204	208	411	358
単一等級	受検申請者数	2	0	0	2	4
	合格者数	2	0	0	1	3
2級	受検申請者数	557	621	780	948	1,172
	合格者数	217	214	302	372	351
3級	受検申請者数	199	235	256	249	374
	合格者数	150	165	185	159	250
合計	受検申請者数	1,348	1,505	1,913	2,461	2,539
	合格者数	581	594	726	980	989

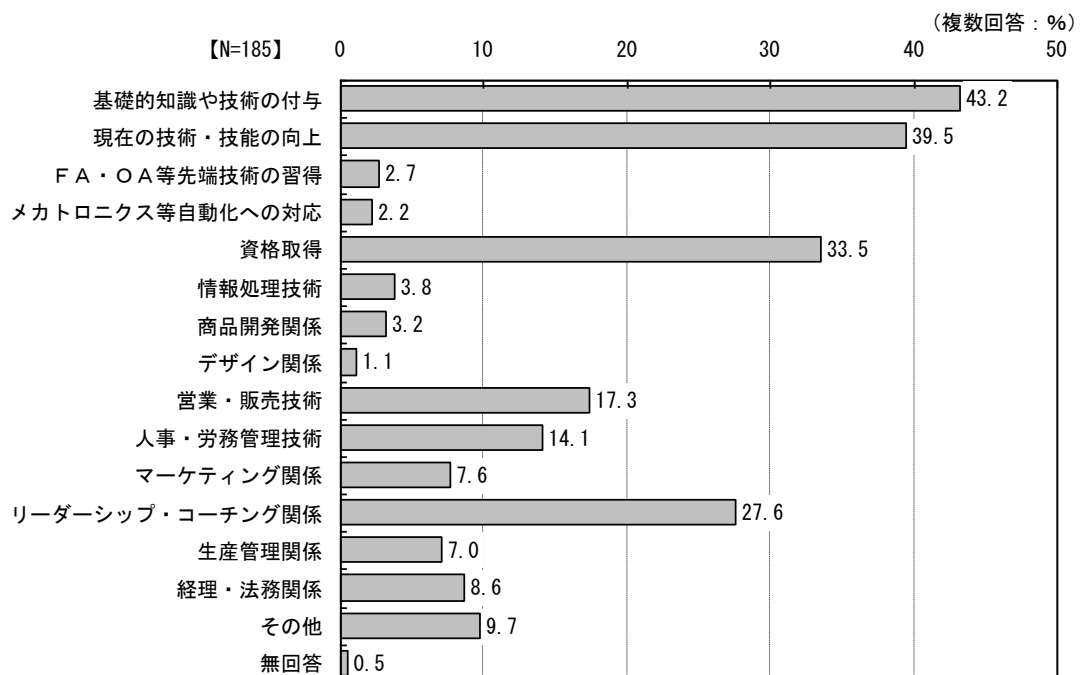
## (2) 企業の取組

企業においては、業務の中で訓練される OJT や通常の業務外である研修、OFF-JT を実施しています。平成 22 年度、県が民間事業所に実施したアンケートによれば、OFF-JT を実施しているのは約 44% で、(図 15) 訓練内容としては「基礎的知識や技術の付与」「現在の技術・技能の向上」「資格取得」等の割合が高くなっています。(図 16)

第 9 次奈良県職業能力開発計画策定にかかるアンケート (民間事業所調査)  
OFF-JT 実施状況 (図 15)



OFF-JT 訓練内容 (図 16)



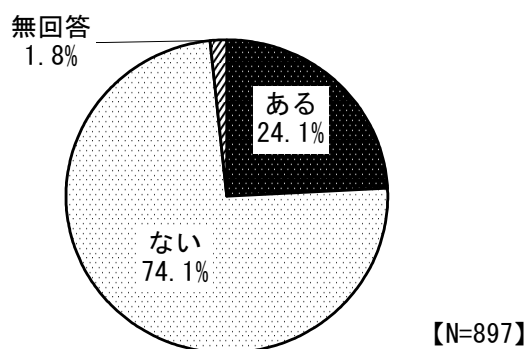


### (3) 個人の取組

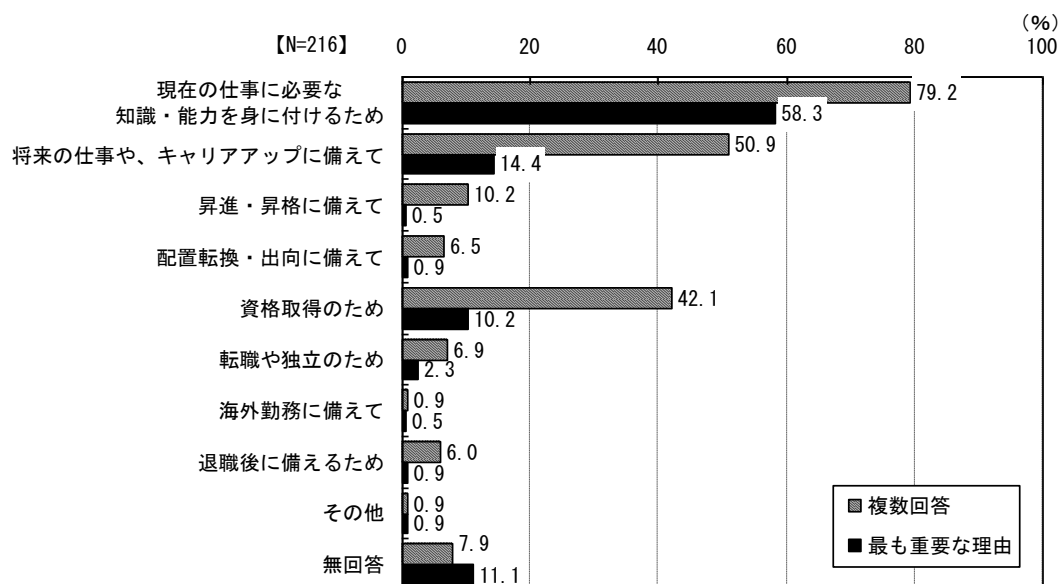
22年度、県が従業員に実施したアンケート調査によれば、自主的に受講した職業訓練が「ある」が24.1%、「ない」が74.1%となっています。(図17) 受講理由は、「仕事に必要な知識・能力をつけるため」「キャリアアップに備えて」が高くなっています。(図18)

第9次奈良県職業能力開発計画策定にかかるアンケート（従業員調査）

自主的に職業訓練を受講し経験（図17）



自主的に職業訓練を受講した理由（図18）



## 第3部 職業能力開発施策の主要課題と目標

### 1 主要課題

#### (1) 雇用のセーフティーネットとしての訓練の継続と県立高等技術専門校の機能強化

奈良県の雇用情勢は、第2部でみることのできる労働市場の現状などから厳しい状況にあります。求人・求職のミスマッチにより、有効求人倍率は職種により大きな差がありますが、今後成長が見込まれる分野における雇用ニーズは高まっていくものと思われます。

失業者の早期就職を達成するために、雇用のニーズを鑑みながら、公共職業訓練等の充実が必要です。

県立高等技術専門校においては、「労働者の知識と技術向上」と「就職率の向上」を目的に、訓練カリキュラムを充実させるとともに就職支援を充実する必要があります。

#### (2) 対象者（若年者・障害者・女性・高齢者）ごとの就労支援

若年者の雇用が厳しいうえに、結婚、出産によりいったん退職した女性の再就職が難しい状況であるようです。今後労働力人口が減少している状況の中で、経済力を維持し、生産性を向上させるために、あらゆる層の職業能力を開発していく必要があります。その中でも特に、学卒未就職者、ニート等の若年者、育児・介護等で長期間離職した女性、障害者等は、知識・技能・経験の不足や、働くための環境不整備等により就職が困難な状況にあり、個々の能力や多様な働き方が認められ、最大限に能力を引き出せるよう、特性に応じた能力開発の推進が必要です。

#### (3) 企業の人材育成への支援

企業が活性化し、良質な雇用を確保・継続していくためには、労働者一人ひとりのキャリアアップは不可欠です。しかし事業所に対する調査においてもキャリアアップのための研修を実施しているのは40%にとどまり、キャリアアップの機会に十分に恵まれていない状況にあります。

労働者が職業生涯を通じてキャリア形成ができるよう、事業主に対する支援が必要です。

#### (4) ものづくり産業の担い手支援

少子高齢化が進行し、人口が減少し続けると、企業や地域における労働力の確保や技能の継承に与える影響が大きくなると考えられます。

ものづくりは全ての産業の根幹となり、経済発展のための重要な位置を占めることから、技能の重要性について県民各層の理解を深め、技能者の社会的価値・技能水準の向上を図るとともに、若年者が進んで技能者をめざすような環境を整備することが大切です。

## (5) キャリア教育の充実

学校生活から職業生活に円滑に移行できない若年者への対策として、教育機関においても職業意識の醸成をはかることが重要です。また、地域や産業界との連携により、実践的な学習や、訓練と連携した職業能力評価システムの整備が必要です。

## 2 第9次奈良県職業能力開発計画における数値目標

### 目標値1

県立高等技術専門校退校時・修了時の延べ取得資格数

(概要) 当該年度に県立高等技術専門校を退校・修了時点で取得した資格数

(現況値) 22年度 292件

(目標値) 23年度から27年度の累積取得資格数 1,500件

### 目標値2

技能検定の合格者数

(概要) 当該年度に技能検定を受検し、特級、1級、単一等級、2級及び3級に合格した人数

(現況値) 22年度 989人

(目標値) 23年度から27年度の累積合格者数 5,000人

## 第4部 職業能力開発施策の展開

### 1 雇用のセーフティーネットとしての職業能力開発の強化

#### (1) 雇用情勢に対応した職業能力開発の実施

##### <取組の方向性>

雇用情勢の急激な悪化により、失業者や非正規労働者の増加に対応するために、雇用のセーフティーネットとして、離職者の早期就職に対応する職業訓練及び雇用保険の受給資格を有さない離職者を対象とした職業訓練の推進、さらに非正規労働を繰り返した者の安定した就職機会の確保に向けたスキルアップ等による支援の充実が必要です。

また、早期に雇用につながる実践的な職業能力開発を行うために、企業との連携をより一層強めることが必要です。

##### <施策の展開>

(ア) 県立高等技術専門校やポリテクセンター奈良における施設内訓練において、「知識と技術の向上」と「就職率の向上」を目標に、職業訓練を推進します。

また県立高等技術専門校が民間教育訓練機関に訓練を委託して実施する委託訓練においては、離職者の早期就職や雇用情勢に迅速に対応し、事業主や求職者のニーズを訓練内容に反映させることにより、公共職業訓練の充実を図ります。

さらに、委託訓練の中で、民間教育訓練機関における座学と企業における実習を組み合わせた職業訓練（委託訓練活用型デュアルシステム）もコースを充実することにより、就職率の向上に努めます。

(イ) 「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」が平成23年5月に公布され、同年10月1日より「求職者支援制度」がスタートしました。

雇用保険の受給資格を有さない離職者を対象に、基礎的能力から実践的能力までを受講者の態様に応じ、技能及び知識を付与する求職者支援訓練を国が実施し、一定の要件を満たす場合には訓練期間中の生活を支援するための給付金を支給する積極的な支援により、早期就職の実現を図ります。

(ウ) 非正規労働者が、正規労働者になるために仕事を続けながらスキルアップできる支援を実施します。

## (2) 求人・求職のミスマッチの解消

### <取組の方向性>

有効求人倍率は、職種によって大きな差があり、求人・求職のミスマッチが発生することから、今後成長が見込まれる分野や求人ニーズの高い分野で就職または起業ができるよう、事業主が必要とする人材ニーズに沿った訓練を実施します。また求職者に対しては、就業・労働に関する広範な情報の提供や総合的な相談窓口を設置します。

### <施策の展開>

(ア) 県立高等技術専門校が、事業所に職業訓練を委託し、OJTを中心に職業訓練を行い、就職につなげます。

また、県立高等技術専門校においては、今後の求人・求職状況を踏まえ、訓練科の再編・新設整備を行うとともに、就職支援の充実を図ります。

(イ) 求人・求職の円滑なマッチングを図るために、県独自の無料職業紹介を奈良しごとiセンターにおいて実施し、企業の求める人材の開拓や、求職登録者への研修を組み込んだ職業紹介などに取り組みます。

## 2 個々の能力を最大限に引き出す職業能力開発の推進

### (1) 若年者への支援の充実

#### <取組の方向性>

新卒者の就職内定率は平成20年以降低下しており、奈良県においては若年者の非正規率も高いことから、早期の段階から若年者の職業的自立を促進できるように、職業人としての意識の醸成を図るとともに、新規学卒未就職者に対する職業能力開発の機会の提供や、ニート等の自立に向けた支援に取り組みます。

#### <施策の展開>

(ア) 労働の意識が低く、経験の乏しい若者に対して、基礎的な訓練や相談体制など一貫した支援をします。

「ならジョブカフェ」において、キャリアコンサルタントによるカウンセリングや就職活動のための実践的なセミナーを実施することにより、職業人としての意識・技術の向上につなげます。

(イ) ニート等の若年者に対しては、社会的・職業的自立に向けた包括的な支援が必要であることから、地域若者サポートステーションにおいて、カウンセリングや訪問支援等を行います。

また、自立を支援する機関に支援プログラムを委託することにより、より効果的な支援をします。

## (2) 障害者支援の充実

### <取組の方向性>

障害者が職業的に自立した社会生活をおくるためには、障害者の雇用を促進することが社会全体として重要な課題となっています。そのために、就学期から卒業後にいたる各段階での職業能力開発や地域における福祉関係機関と労働関係機関との連携など多面的な取組が必要です。

### <施策の展開>

(ア) 県立高等技術専門校や民間教育訓練機関での公共職業訓練を実施し、知識や技術の習得により職業的自立を図り就職につなげます。

(イ) 障害者の能力、適性及び地域の雇用ニーズに対応した訓練を実施するために、障害者職業訓練コーディネーターによる訓練の委託先の開拓を推進し、障害者が居住する地域の社会福祉法人や企業への委託訓練を充実していきます。

さらに、奈良障害者職業センターや障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、就業相談や生活支援を一体的に行います。

(ウ) 障害者の職場定着や雇用促進を図ることを目的に、作業環境に適応しやすくするために、実際に雇用されることを前提とした訓練を実施します。さらに訓練期間中、訓練手当の支給により訓練生の生活を支援します。

### (3) 育児・介護等で長期に離職した女性や母子家庭の母等への支援の充実

#### <取組の方向性>

女性が十分に能力を発揮するために、育児や介護などで長期にわたって離職し、キャリアを中断された方が再び社会で活躍するための第一歩を支援することは重要です。また職業経験が少ない母子家庭の母等に職業能力を形成する場を提供することも必要です。

#### <施策の展開>

(ア) 結婚・出産・介護等によりキャリアが中断された後、再就職を希望する女性の個々の状況に応じた支援を行うことで、仕事と家庭の両立の不安を解消し、積極的な就業意欲の醸成に取り組みます。

そのために、就業相談や情報提供、スキルアップのためにセミナーなど総合的な支援を充実させます。

(イ) 母子家庭の母等のうち、職業経験が少ない者に対しては、収入や雇用条件面でより安定した仕事に就き、経済的自立ができるよう、一人ひとりの状況に合わせたサポートと共に講習会や職業訓練で支援します。



#### (4) 高齢者への支援の充実

##### <取組の方向性>

高齢者の労働意欲の向上や65歳までの定年延長による継続雇用制度の導入が進む中で、高齢者の意欲と能力に応じた多様な就業機会を設ける必要があります。

##### <施策の展開>

(ア) 県立高等技術専門校において、中高年齢者を対象とした訓練科を設置し、施設内訓練を実施するとともに、事業主団体への委託訓練も実施します。

(イ) シルバー人材センターにおいて、就業機会を提供し、高齢者の能力の積極的な活用を図ります。

### 3 職業生涯を通じたキャリア形成支援の一層の推進

#### (1) 事業主による労働者の職業能力開発への支援

##### <取組の方向性>

事業主が主体的に職業訓練を行い、人材を育成するための能力開発は重要な課題です。しかし、個々の企業では実施しにくい訓練や訓練が実施困難な中小企業に対し支援をします。

##### <施策の展開>

(ア) 県立高等技術専門校において、在職者のキャリアアップのための訓練を実施します。

(イ) 若者の技能離れが進む中、中小企業零細企業においては特に技能者の不足が課題となっています。中小企業事業主の団体等が実施する認定職業訓練を支援し、技能労働者の確保、育成、技能水準の向上をめざします。

(ウ) 労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、職業訓練等を段階的かつ体系的に実施する事業主に対するキャリア形成促進助成金の活用を図ります。

#### (2) 個人の主体的な職業能力開発への支援

##### <取組の方向性>

事業主が行う職業訓練に加え、個人が主体的に職業生活設計を行い、能力開発を行うことが重要です。労働者が独自に取り組むキャリアアップを支援します。

(ア) 国の教育訓練給付やキャリア形成助成金などの助成制度の活用促進を図ります。

(イ) 働く女性が仕事と家庭の両立を図りつつキャリアアップを図るため、セミナーや相談を実施します

#### (3) キャリア教育の推進

##### <取組の方向性>

学校生活から職業生活への移行が円滑に進まないことにより、ニートやフリーターが増加しています。また、新卒者の早期離職傾向が問題になっています。これらを解決するために、在学時から、キャリア教育の推進が必要です。

##### <施策の展開>

(ア) 生徒が実体験を通じて責任・約束・協働の大切さに気づく機会を設け、規範意識や社会性の向上を図るために、職場体験を拡大し、職場体験やボランティア体験を中心としたキャリア教育を一層推進します。

さらに、工業高校における熟練技能者による実習指導、また、工業科以外の生徒で県内製造業に就職内定した者への基礎的な実習の実施などにより、ものづくりを支える人材を育成します。

## 4 技能の振興

### <取組の方向性>

ものづくり分野をはじめとする技能の重要性について、県民の理解を深め、技能者の社会的評価や技能水準の向上を図るとともに、若年者が進んで技能者をめざすような環境を整備するなど、技能振興施策を積極的に推進します。

### <施策の展開>

- (ア) 奈良県職業能力開発協会や奈良県技能士会連合会と連携して、ものづくりに関する様々な技能を評価する制度である技能検定制度を推進することにより、労働者のキャリアアップへの意欲向上を図ります。
- (イ) 優秀な技能者の表彰や技能大会（技能五輪全国大会・若年者ものづくり大会等）への参加支援をすること、また技能フェスティバルの開催支援や技能士が活躍する職場の拡大に努めることにより、熟練した技能に対する県民の理解を深めるとともに技能者の意欲向上を図り、技能尊重社会の形成を促進します。
- (ウ) 職業能力開発推進者に対し、職業能力開発及び向上に関する経験交流の場を提供し、実践的な人材育成・技能継承に関する総合的な情報提供・相談援助を推進することにより、事業所内の創意・工夫と学習を促進し、知識の向上を図ります。
- (エ) 「後継者育成や技能の普及振興に積極的に関与したい」との意欲を持つ多様な技能者を「やまと熟練技能者活躍バンク」に登録し、登録者による体験教室を開催することにより若年者に技能の魅力を紹介し、ものづくりへの関心を高めます。

## 5 職業訓練に関する基盤の充実

### (1) 関係機関との連携強化

#### <取組の方向性>

職業能力開発施策の推進のためには様々な機関の連携が必要である。県、国（労働局・ハローワーク）の行政機関をはじめ、(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構、奈良県職業能力開発協会などと連携しながら事業を進める必要がある。また労働分野だけでなく、福祉分野、教育分野との連携を推進します。また、職業能力開発に関する国の動向を踏まえ対応していく必要があります。

### (2) 情報提供の充実

#### <取組の方向性>

職業訓練を希望する人が、自らで適した職業訓練を選択できるように、ハローワーク等の相談窓口や各機関と連携して情報提供ができる体制の充実を推進します。

### (3) 職業訓練指導員等の指導技術の向上

#### <取組の方向性>

技能検定1級、単一等級合格者などへの職業訓練指導員に求められる指導方法等に関する能力向上のための講習会を実施することにより、技能士の指導技術の向上を図ります

### (4) 職業訓練と連携した職業能力評価システムの整備

#### <取組の方向性>

若者や非正規労働者などの能力形成に恵まれない人が増大しており、こうした人については職業訓練を行いながらその効果进行评估してキャリアアップを図ることを可能とすることが求められています。教育訓練と結びついた実践的な職業能力評価の仕組みの構築を推進します。

#### <施策の展開>

職業訓練の効果を高めるために、本人の計画的なキャリアの形成に役立ち、能力評価のツールとしても有効なジョブカードの活用を促進します。

## 用語解説

(あ行)

### 委託訓練

国や都道府県等が離職者等に対する職業訓練を迅速かつ効果的に行うため必要に応じて民間教育訓練機関に委託して実施する訓練

### OFF-JT (OFF-the-Job-Training)

業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練（研修）のことをいい、例えば社内で実施（労働者を1カ所に集合させて実施する集合訓練）や社外で実施（業界団体や民間の教育訓練機関など社外の機関が実施する教育訓練に労働者を派遣することなど）がこれに含まれる

### OJT (ON-the-Job-Training)

職場にいる従業員を業務遂行の中で訓練すること

(か行)

### 完全失業率

労働力人口に占める完全失業者（働く能力と意志を持ち、求職活動をしているにもかかわらず、就業していない者）の割合を示す指標

### キャリア（職業キャリア）

「経歴」「経験」「発展」「関連した職務の連鎖」  
職業生活設計に即して行われる職業訓練、教育訓練や実務経験の積み重ね

### キャリア・コンサルティング

個人がその適正や職業経験等に応じて、自ら職業生活設計を行い、これに即した職業選択や能力開発を効果的に行うことができるよう個別の希望に応じて実施される相談その他の支援のこと

### キャリア教育

児童生徒一人ひとりのキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育

### キャリア形成

職務経験や教育訓練の受講等を積み重ねていくことによる、段階的な職業能力の形成

## **求職者支援制度**

雇用保険（失業給付）を受給できない者に無料の職業訓練、訓練期間中に生活支援のための給付・及び就職支援を行う制度。平成23年10月から開始。

## **技能検定**

労働者の有する技能を一定の基準によって検定し、これを公証する国家検定制度。労働者の技能と地位の向上を図るため、職業能力開発促進法に基づいて実施されている

## **技能五輪全国大会**

国内の青年技能者（原則23才以下）の技能レベルの日本一を競う大会で青年技能者に努力目標を与えるとともに、優れた技能を身近に触れる機会を提供するなど広く国民一般に対して、技能の重要性・必要性をアピールし、技能尊重機運の醸成を図ることを目的として中央職業能力開発協会が開催している

## **公共職業訓練**

国や地方公共団体が実施又は委託して実施する職業訓練の総称

## **合計特殊出生率**

女性が出産可能な年齢を15才から49才までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで一人の女性が一生に産む子どもの数の平均

（さ行）

## **在職者訓練**

職業能力開発校や職業能力開発促進センターにおいて、事業所の従業員を対象に、職業に必要な専門的な知識及び技能・技術の習得を目的として行われる公共職業訓練。

## **施設内訓練**

公共職業能力開発施設において、離職者を対象として行われる訓練で、奈良県では県立高等技術専門学校とポリテクセンター奈良で行っている

## **職業能力開発協会**

職業能力開発促進法に基づいて設置された認可法人で、各都道府県に1カ所ずつ設置されている。民間の職業能力の開発及び向上を図るため、主に職業能力検定等に対する援助指導や技能検定を実施している

## **職業能力開発推進者**

事業所内における職業能力開発を推進するための事業内職業能力開発の作成及びその実施に関する業務を担当する者

## 障害者の法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業、国、地方公共団体は、それぞれ一定割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないとされている。民間企業では1.8%である。

## ジョブ・カード制度

フリーター等の正社員経験が少ない方が正社員をめざして、ハローワーク等で、職務経歴、学習歴、訓練歴、資格・免許等を記載した「ジョブ・カード」を活用したキャリア・コンサルティングを受け、企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練を受講し、企業からの評価結果を合わせて「ジョブ・カード」にとりまとめ就職活動やキャリア形成に活用する制度

## ジョブカフェ

地域の実情に応じた若者の能力向上と就職促進を図るため、若年者が雇用関連サービスを1カ所でまとめて受けられる若年者専門の就職支援センター、奈良県では奈良しごとiセンターに設置。

## セーフティーネット

安全網。一般的には生命や生活を守るための社会保障制度を指す場合が多い。

## 障害者就業・生活支援センター

障害者からの相談に応じ、指導・助言を行うと共に、公共職業安定所等と連携して必要な援助を総合的に行い、職業訓練等を受ける等の斡旋も行う

(た行)

## 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

雇用のセーフティーネットとしての離職者訓練をはじめとする職業訓練を行う法人。平成23年10月1日に独立行政法人雇用・能力開発機構が廃され、同機構に移管された

## 地域若者サポートステーション

ニート等の若者の自立を支援するため、若者やその保護者に対して個別・継続的な相談、各種セミナー、職業体験などの総合的な支援を行う拠点

(な行)

## 認定職業訓練

事業主の団体等が知事の認定を受け、その雇用する従業員に対して職業に必要な知識や技能を習得させるために行う訓練で、職業能力開発促進法に定める一定の基準（訓練期間・訓練内容）に従って訓練が行われる

## **ニート (NEET Not in Employment, Education or Training)**

無業者ともいわれ、15才から34才の若年層のうち、学校卒業者で仕事をせず、職業訓練もしておらず、未婚で家事・通学をしていない者

(は行)

## **フリーター**

15才から34才の若年者（ただし、学生と主婦を除く）のうちパート・アルバイト（派遣等を含む）及び働く意志のある無職の人

## **非正規労働者**

雇用期間を定めた雇用契約により労働を行う者（パート・アルバイト・契約社員等）

## **ポリテクセンター**

職業能力開発促進法に規定された公共職業能力開発施設のひとつであり、職業能力開発促進センターの愛称

(や行)

## **有効求人倍率**

月間有効求職者数に対する月間有効求人数の割合

## **有業者**

収入を得ることを目的に日常的に仕事を行っている者（休業者も含む）

## **有業者率**

有業者数 ÷ 15歳以上の人口 × 100

(ら行)

## **労働力人口**

15歳以上の人口のうち「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの

## **リーマンショック**

2008年(平成20年)9月に米国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻し、これが世界的な金融危機の引き金となったこと。



